大地震再考

住の備えは万全か

第8回「動き出した自治体～10年後に90％を耐震化」

安心して耐震改修できる仕組みづくり

リフォームにあわせ

自治体による「耐震・防災」の枠組み作りがスピードアップしている。震度6以上の大地震発生時の死者数、経済被害の半減を目指し、政府が1月、建築物の耐震改修促進法を改正。自治体に改修計画策定を義務付けたためだ。

国の求める目標は2015年までの10年間で、全住宅・建築物のうち震度6弱の地震で全壊しない住宅の比率（耐震化率）を現状より15％高い、90％までに高めること。目標達成に向け、大阪府でも6月から「大阪府住宅・建築物耐震10カ年戦略プラン」をまとめはじめた。

大阪府建築企画課の多田純治課長補佐によれば「現在、府内の住宅の耐震化率は73％と国の平均値より2％低い。現行施策のままの場合、建て替えや耐震改修により、10年間で82％まで耐震化が進む」と推計しており「90％耐震化を達成するには、民間住宅で23万戸の耐震改修を進められる施策を展開しなければならない」という。

現在、大阪府と市町村で進めている施策は、主に啓発活動と診断に係る費用補助。だが、診断補助の利用実績は11年間で5104件、年平均すると500件程度。10年間で23万戸の改修を進めるには、診断がすべて改修につながると仮定しても40倍以上の実績をあげねばならない。しかも、実際には「診断を行っても改修にいたらない場合がほとんど」（同）。施策の抜本的な改革は喫緊の課題だ。

現在まとめつつある戦略プランの具体的内容は、地震発生時の倒壊率などを地図上に明示したハザードマップの作成、診断・補助などの地域別相談会や出張講座、信頼できる改修工法の紹介などのほか、経済負担の軽減策として、多田氏は「耐震化の担当者としては、改修補助など費用面での支援制度も必要と考えるが、現在の府の財政事情からみて、非常に厳しい状況」と頭を悩ませている。

中でも、耐震化を効率的に進めていくには、リフォームと合わせた診断・改修が有効と考えられる。そもそも「リフォーム時には壁を取り払うなどの作業が伴う。耐震診断や改修をあわせておこなえば費用を軽減しながら、耐震化が薦められる」。「今後、リフォーム事業者等の団体とも連携して、信頼できる耐震改修方法などの普及に努めながら、リフォーム、バリアフリー工事などにあわせた耐震改修への誘導を促進していく」。「住宅需要実態調査によれば大阪のリフォーム件数は年間6万6000件。このうち耐震改修の占める割合を増やしていけば目標達成に近づきやすくなる」ことが狙いだ。

また今年度中の創設をめざしている「住まいまちづくりマイスター制度」では、安心して相談できる専門家や信頼性の高い事業者を登録し、紹介するシステム創設を目指すという。

「まずは、府民一人ひとりが耐震化を自らの問題として捉えたうえで、第一歩を踏み出せるよう、安心して改修できる環境づくりを行うことが、我々行政の役目」と多田氏は話す。

大阪府住宅まちづくり部建築指導室
建築企画課　企画推進グループ
課長補佐
多田 純治 氏

〈プロフィール〉
ただ・じゅんじ
1963年生まれ、奈良県出身。